

「減価償却応援」(Ver.14.20) 平成 26 年度 税制改正対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
標記の件につきましてご案内申し上げます。
保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されている
ご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。
あらかじめご了承ください。

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は
「マイページ」よりダウンロードいただけます。

プログラム提供開始日(予定)

ダウンロード公開日(※) : 2014年12月10日(水)
CD-ROM発送開始日 : 2014年12月19日(金)

データ移行 バージョンアップ対象

Ver.12.0 以降

(保守改版対象バージョンは Ver.14.1)

改正内容

最新の改版情報は、タビスランドの改版情報にてご確認ください。

タビスランドの改版情報: <http://www.tabisland.ne.jp/support/PIInfo.nsf/OenList3/E000398>

改正の対応内容

平成 26 年度税制改正、および地方税ポータルシステム(固定資産税の電子申告)の仕様変更に対応します。

■特別償却不足額の翌期繰越制御の対応

資産登録画面の<特別償却額>で、特別償却不足額を 0 円に設定(特別償却不足額を翌年度に繰り越さない)できるように対応します。

【対応の背景】

平成 26 年度税制改正で創設された生産性向上設備投資促進税制では、平成 26 年4月1日前に終了した事業年度において、産業競争力強化法の施行日(平成 26 年1月 20 日)以後に一定の生産性向上設備等を取得・事業供用すれば、平成 26 年4月1日を含む事業年度に即時償却することができます。ただし、これらの資産は特別償却不足額が発生しても、翌期事業年度に繰り越すことはできません。

■地方税ポータルシステム(電子申告)の仕様変更に伴う対応 <電子申告を行う方のみ>

・提出先市町村コード、提出先区・事務所コードの設定の対応

償却資産申告書項目設定画面に、電子申告用の設定項目「提出先市町村コード」、「提出先区・事務所コード」を新規追加します。

・提出先一覧表の対応

償却資産申告書項目設定で設定した「提出先市町村コード」、「提出先区・事務所コード」を確認できる一覧表を新規追加します。

【対応の背景】

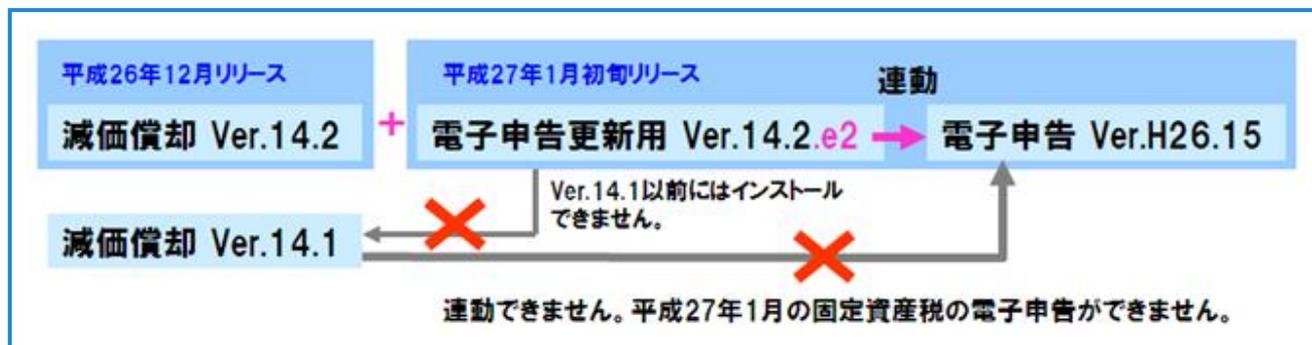
種類別明細書の電子申告ファイル出力において、提出先に対する「提出先市町村コード」「提出先区・事務所コード」を付加する仕様変更が、地方税ポータルシステム側で行われました。

⇒平成 27 年 1 月申告の固定資産税の電子申告を行う場合は、今回の減価償却 Ver.14.2 にバージョンアップしてください。(次頁参照)

固定資産税の電子申告をされる方へ (別途「電子申告ダウンロードパック」が必要です)

※平成27年1月申告の固定資産税の電子申告を行う場合は、今回の減価償却 Ver.14.2 へのバージョンアップが必要です。Ver.14.1 では電子申告は行えません。

平成27年1月申告の固定資産税(償却資産申告書)に対応した減価償却電子申告対応版プログラムは、平成27年1月初旬にリリースする予定です。



データ連動対象プログラム

アプリケーション	連動	連動可能バージョン
【減価償却応援】 → 法人税顧問	スタンドアローン版同士、ネットワーク版同士が連動対象	法人税顧問は、平成24年度版(Ver.H24.1)以降
【減価償却応援】 → 所得税顧問	手動による連動 (ファイル出力→ファイル取込)	所得税顧問は、平成23年度版(Ver.H23.1)以降

【R4シリーズとの連動】

アプリケーション	連動	連動可能バージョン
【減価償却応援】 → 法人税R4	スタンドアローン版もネットワーク版も可能です。	法人税R4は、平成26年度版(Ver.H14.1)以降
【減価償却応援】 → 所得税R4	手動による連動 (ファイル出力→ファイル取込)	所得税R4は、平成25年度版(Ver.13.1)以降

WindowsXPでの動作保証について

Ver.14.20は、Windows XPでの使用は動作保証外となります。
旧バージョンの減価償却システムにつきましても、WindowsXPでのサポート期限は2014年10月8日で終了となりました。